

妊孕性温存を目的とした 医学的適応による 精子の凍結保存に関する説明書

1) 精子凍結保存の必要性

悪性腫瘍(がん)や血液疾患、自己免疫疾患に対する治療(化学療法・放射線療法・手術療法)の影響で、精巣の機能が低下し、将来の妊娠・出産が困難になることで生活の質 QOL 低下に悩まされることがあります。近年の医療技術の進歩とデータの蓄積に伴い、病気を治療した後も、妊娠できる可能性(妊孕性)を温存するための治療法が、いくつか試みられています。

元の病気(原疾患)の治療を優先したうえで、原疾患の主治医から許可が得て精子を凍結保存することで妊孕性を温存することができる場合があります。当院では、日本産科婦人科学会の会告に準拠して、精子の凍結保存を行っています。

2) 適応

悪性腫瘍:白血病、悪性リンパ腫、精巣腫瘍、肉腫、脳腫瘍など

血液疾患:再生不良性貧血、骨髄異形成症候群、骨髄腫、リンパ腫など

自己免疫疾患:全身性エリテマトーデス、関節リウマチなど

その他:原疾患の主治医が必要と判断した疾患

3) 精子凍結保存の方法と成績

1. 手動的に採取した精液を洗浄・濃縮した後、特殊な保存液と混合し、マイナス 196 度の液体窒素中で凍結保存します。
2. 凍結精子を融解したときの精子の生存率は約4割で、運動率は3分の2に低下するなど、精子は一定の割合で凍結・融解のダメージを受けることが明らかになっています。

4) 凍結精子の保存期間と廃棄要項

成人の場合はご本人の同意に基づき、未成年者の場合はご本人および親権者の同意に基づき、精子を凍結保存することができます。当院では、凍結保存精子の取り扱いを、以下のように定めています。

保存期間:原則 15歳から43歳まで

保存期間中であっても1年毎に凍結保存の更新手続きをお願いします。更新を希望される場合は、更新日までにご自身で外来受診の予約をお取りいただき、担当医に更新の意志をお伝えください。

あなたの次の更新日は_____年____月です

以下のいずれかの廃棄条項に該当する場合は、凍結保存した精子を廃棄します。

1. ご本人または同意権者から、破棄の申し出があった場合
2. ご本人が死亡した場合
3. 当院から連絡が取れず、行方不明になった場合
4. 男性が生殖可能年齢を超えた場合(原則42歳まで)
5. 更新予定日から2年を過ぎても、更新手続きの連絡がない場合
6. 精子の凍結保存とその識別には細心の注意を払い、万全の体制で臨みます。しかし、万が一重大事故や閉院、予期せぬ事情(地震、火災、液体窒素容器のトラブルなど)によって、凍結保存をしていた精子が使用不可能になった場合、当院は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。なお、協議のうえ弁済が可能と判断した場合は、お支払い頂いた凍結保管料程度を返金いたします。
7. 凍結保存や廃棄に関して問題が生じた場合は、裁判所など然るべき法的機関に判断を委ねます。
8. 凍結・融解した精子のダメージが強い場合は、使用できない可能性があることをご了承下さい。

5) 凍結精子を用いた生殖補助医療の方法と成績、リスク

1. 体外受精・胚移植

体外受精は、卵子に精子をかけ合わせて、受精させる方法です。受精卵は3～5日間培養した後子宮の中へ戻します(胚移植)。

2. 顕微授精

顕微授精は、顕微鏡下に細いガラス管を利用して、卵子の中に1匹の精子を注入し、受精させる方法です。

3. 予想される成績とリスク

凍結精子を融解して体外受精や顕微授精を行ったときの受精率は60%～80%、妊娠率は20%～30%といわれています。体外受精や顕微授精で妊娠が成立した場合、分娩時出血や癒着胎盤のリスクが高まる可能性が報告されています。

6) 費用および助成金について

精子の凍結保存に関わる手技料や器材費は自費料金として徴収し、1年毎の凍結保管料も別途徴収いたします。凍結精子を融解して体外受精や顕微授精を行ったり、胚を移植をしたりする際にも、別途料金を徴収いたします。また、凍結保存にかかる料金は、凍結した精子チューブの本数、将来の治療に使用できるか否か、妊娠の成立・不成立に関わらず徴収いたします。

なお、福井県では、がん患者さんが精子の採取、凍結保存にかかる妊孕性温存療法を受けられた場合、温存治療開始日の年齢が43歳未満の方に対して、2回まで医療保険適応外分(自費診療分)の治療費の一部を助成しています。また、がん治療後にご夫婦が妊娠を希望される場合(温存後生殖補助医療)、妻となる女性の年齢が温存後生殖補助医療開始日時点で40歳未満の方に対して、6回まで医療保険適応外分(自費診療分)の治療費を一部助成しています(40歳以上43歳未満の方は3回まで)。ただし、入院を必要とする採精術に伴う入院費などの治療に直接関係のない費用、凍結保存の更新料については対象外となります。詳しくは県のホームページ「がん患者子宝応援事業について」を検索してください。

7) その他

1. 原疾患の治療を何よりも優先していただきます。そのため、精子の凍結保存が原疾患の治療に不利益にならないかを確認するために、原疾患の主治医から文書による情報提供をお願いしています。身体や病気の状態によっては、原疾患の主治医もしくは凍結保存の担当医の判断で、精子の凍結保存を中止・キャンセルせざるをえないことがあります。
2. 出生した児については、染色体異常や先天奇形の頻度は、自然妊娠と同じくらいといわれています。ただし、長期的な健康障害の可能性など、次世代以降への影響について判明していない点がいくつかあり、安全性が完全に証明された訳ではありません。出生児の発育や生殖能力などを追跡調査することは今後とても重要であり、もし妊娠・出産された場合は調査へのご協力をお願いいたします。
3. 精子を調整するために、合成血清を加えた培養液を使用します。現時点で最も安全性の高い培養液を使用しています。
4. 精子を、ご本人の妊娠・出産以外の目的で使用することはありません
5. 日本産科婦人科学会の不妊治療登録施設として、すべての治療成績を報告する義務があります。また、生殖医療の進歩に貢献するため、患者さんに不利益をもたらさない範囲内で、研究にご協力頂いたり、学会・論文などのかたちで治療成績を発表させて頂いたりすることがあります。いずれの場合も、患者さんの個人情報保護に十分留意し、本来の目的以外で使用することは決してありません。
6. 治療中や治療後に、ご希望に応じてカウンセリングの機会を提供いたします。
7. 精子の凍結保存に関するご同意は、いつでも撤回することができます

8) 実施体制について

実施責任者：折坂 誠

担当医：

連絡先：〒910-1193

福井県吉田郡永平寺町松岡下合月 23-3

福井大学医学部附属病院 産科婦人科

電話：0776-61-8392 メール：obgyn@med.u-fukui.ac.jp